

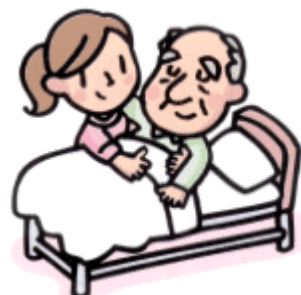
# 青年協ニュース

2014-02  
2015年2月23日  
全日赤青年協

**嘱託・臨時・パートの介護休暇が  
特別有給休暇になります!**

全日赤本部は日赤本社との2014年度賃金確定の団体交渉を行う中で、くみあいの長年の要求であった嘱託・臨時・パート職員の介護休暇を特別**有給**休暇にすることを実現し、全国の日赤職場では**2015年4月1日より開始**する事になりました

介護休暇(5日間/年)の権利そのものは今までにもあったのですが、嘱託・臨時・パート職員のみが有給とされておらず、全日赤の重点要求としてこの数年本社交渉で追及していました。嘱託・臨時・パート職員の中には親や子どもの介護といった理由で非正規職員を選んでいる場合もあり、強い要求がありました。ぜひこの特別有給休暇を取り、働きやすい職場を共に実現していきましょう!



**制度の内容:** 要介護状態にある対象家族の介護、その他の世話をを行う労働者は1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日まで)介護その他の世話をを行う為に休暇が取得できる

**対象職員:** (日々雇い入れた者、引き続き雇用された期間が6ヶ月に満たない者、及び1週間の所定労働日数が2日以下の者を除く) 正規職員、嘱託・臨時・パート職員

**介護者の範囲:** 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害(老齢を含む)により日常生活を営むのに支障がある者で、常時介護を要する状態(要介護状態※)にある者とする

※常時介護を要する状態が2週間以上の期間にわたり、現在も継続していること

- ① 配偶者(事実上婚姻関係と同様の関係にあるものも含む) 父母、子及び配偶者の父母
- ② 同居する祖父母、兄弟姉妹及び孫
- ③ 職員又は配偶者との間で事実上父母と同様、及び事実上子と同様の関係にある者